

令和7年度版

郡上市立郡上東中学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

ここに定める「郡上東中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

本校においては、郡上東中学校人権宣言が平成24年1月に生徒会により制定されて以来、いじめを許さない人権尊重の気風が受け継がれているところである。「いじめ防止これだけは」（平成24年県教育委員会作成、平成28年2月改定）、「岐阜県におけるいじめの防止等の基本的な方針」（平成26年3月策定、平成29年8月22日改訂）及び、「いじめ対応マニュアル」（平成22年市教育委員会作成）、「郡上市いじめ防止基本方針」（平成28年4月市教育委員会作成、令和6年12月改正）をもとに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応についての基本方針を明記する。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）定義

いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

（３）学校としての構え

- 学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- 「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり

「分かった、できた」と思える指導「仲間と活動すると楽しい」と思える学級経営に努める、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等

- 全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう教科指導、学級経営を充実する。
- 全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくり、よさを認め合う中で自己肯定感や自己有用感や充実感を感じることのできる学級経営・教科経営を充実する。
- いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- 教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- 「学級・学校に居場所がある」という思いや「子供同士の絆」が感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- 様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動やMS J リーダーズ活動、地域行事への参加等によって心に響く豊かな体験活動を充実する。
- 教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を充実する。
- 誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「自己啓発力」「行動力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- 教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 生徒に自己存在感を与える。
 - ② 共感的な人間関係を育成する。
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、Q Uの活用、定期的なアンケート（「心のアンケート」4月末、7月、8月末、10月末、1月 記名式・無記名式）やダブルチェック、セルフチェックの実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- 年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「5 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で各学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- 学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、毎週月曜日に情報交流の場をつくと共に、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・毎朝の「健康観察・教育相談システム」の使用で、生徒の心身の状態を把握する。

(2) 教育相談の充実

- 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- 問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- 生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- 相談員との懇談は昼休みを利用し、年間一人2回以上実施する。

(3) 教職員の研修の充実

- 年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、いじめに特化した校内研修を充実し、全職員の資質向上を図る。
- いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- 普段から保護者との連絡・連携・信頼関係を大切にする。「いじめの解消」とは、基本的に「いじめた側」と「いじめを受けた側」の生徒及び保護者を含めた人間関係が回復した状態であり、日頃からの保護者との連絡・連携が重要となる。

- いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

（５）関係機関等との連携

- いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- インターネット上の誹謗中傷等について、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにし、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

（６）重大事態の発見

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められたときは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目する。

【想定されるケース】

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・児童生徒が自殺を企図した場合 | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 |

- 児童生徒がいじめを受けたことにより相当な期間に渡り、連続して欠席をしている場合、迅速に家庭訪問で状況を把握する。
- 「いじめの結果がない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。

4 いじめ事案への対処

（１）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】組織的な発見・対応

- 「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きを作る。
- ア．校内の連携体制の充実
- イ．共感的な人間関係の醸造
- ウ．アンケート調査等の実施や保護者との連携

【対応の重点】正確な事実確認

- いじめの情報を把握したら、速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- ア．５Ｗ（いつ・どこで・誰が・何を・なぜ）１Ｈ（どのように）が時系列になるように、複数の教員で同時に確認する。
- イ．双方からの話を聞くときは、慎重に話を聞き、焦らない。心を開くまで

辛抱強く行う。

ウ．事実を突き合わせる、矛盾がないか事実を整理し、実際の状況や背景を理解する。

エ．まずは、いじめられた生徒に寄り添いつつ、いじめた生徒にも丁寧に聞き、お互いが納得できることを大切にする。

○犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等があることが明らかな場合は、直ちに警察に相談を行う。

【大切な考え方】双方とも安心した生活ができるよう、一緒に解決していこうとする姿勢をつくる。

○いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し迅速に対応する。

○いじめの関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導にあたる。

（２）いじめの「解消している」状態について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の要件が満たされているものとする。

ア．いじめに係る行為が止んでいること

- ・「いじめを受けた側」に対する心理的又は物理的な影響を与えた行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも３カ月継続していることとする。
- ・いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要とされる場合は、校長またはいじめ防止・対策委員会の判断により、より長期の期間を設定することとする。

イ．「いじめを受けた側」が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめにかかる行為が止んでいるかを判断する時点において、「いじめを受けた側」及び、その保護者に対し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

いじめが「解消している」状態に至った場合で、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、学校の職員は、日常的に注意深く観察することが大切である。

５ いじめ未然防止・対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法：第２２条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

○いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、特別支援コーディネーター
 教育相談コーディネーター、養護教諭、当該学年職員
 学校職員以外：保護者代表、学校評議員、郡上東ブロックの子どもを育む会員、
 相談員、スクールカウンセラー、民生児童委員、郡上警察署 等

6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

郡上東中いじめ防止プログラム

月	取組内容	備考
4月	・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・PTA総会で「方針」説明（保護者向けネットいじめ研修を含む） ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談、セルフチェックの実施	「方針」の確認
5月	・郡上東ブロックの子どもを育む会の実施 ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施	
6月	・生徒向け、保護者向けネットいじめ研修 ・いじめ未然防止に向けた全校集会「第1回人権集会」（生徒会主催によるいじめ防止の取組について）の取組 ・「郡上東中人権宣言」をもとにした学校生活に関わるアンケート（無記名）を生徒会が実施 ・郡上東ブロックの子どもを育む会等で「方針」説明	各アンケートは「いじめ対策委員会」の名前で実施する
7月	・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・第1回「保護者アンケート」の実施と結果・対策の報告 ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（前期の取組の評価） ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施	夏季休業中の指導
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表	
10月	・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施	
11月	・「人権集会」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組）	
12月	・いじめ防止策を交流する全校集会「第2回人権集会」の取組 ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流）	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・第2回「保護者アンケート」実施 ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施	
2月	・生徒会の取組のまとめ ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む。）本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・保護者アンケート結果・対策の報告 ・学級懇談会において「いじめ」の有無についての報告	
3月	・学校評議員会 ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査(国の調査を兼ねる) 次年度へ引き継ぎ

7 いじめの防止のための取組における学校評価の項目

○いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見の取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 「重大事態」への対応

○いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

9 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。

○ 調査資料等の保管について

- ・一次資料は、当該生徒が卒業後3年間保管する。
- ・二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保管期間を5年とする。
- ・保存方法は、紙媒体、もしくは、PDF形式とする。ただし、PDF形式で保管する場合は外部記憶端末等にバックアップを取るなど、データの消失に注意すること。

付則 令和2年4月1日改正、施行

令和5年4月1日改正

令和7年4月1日改正